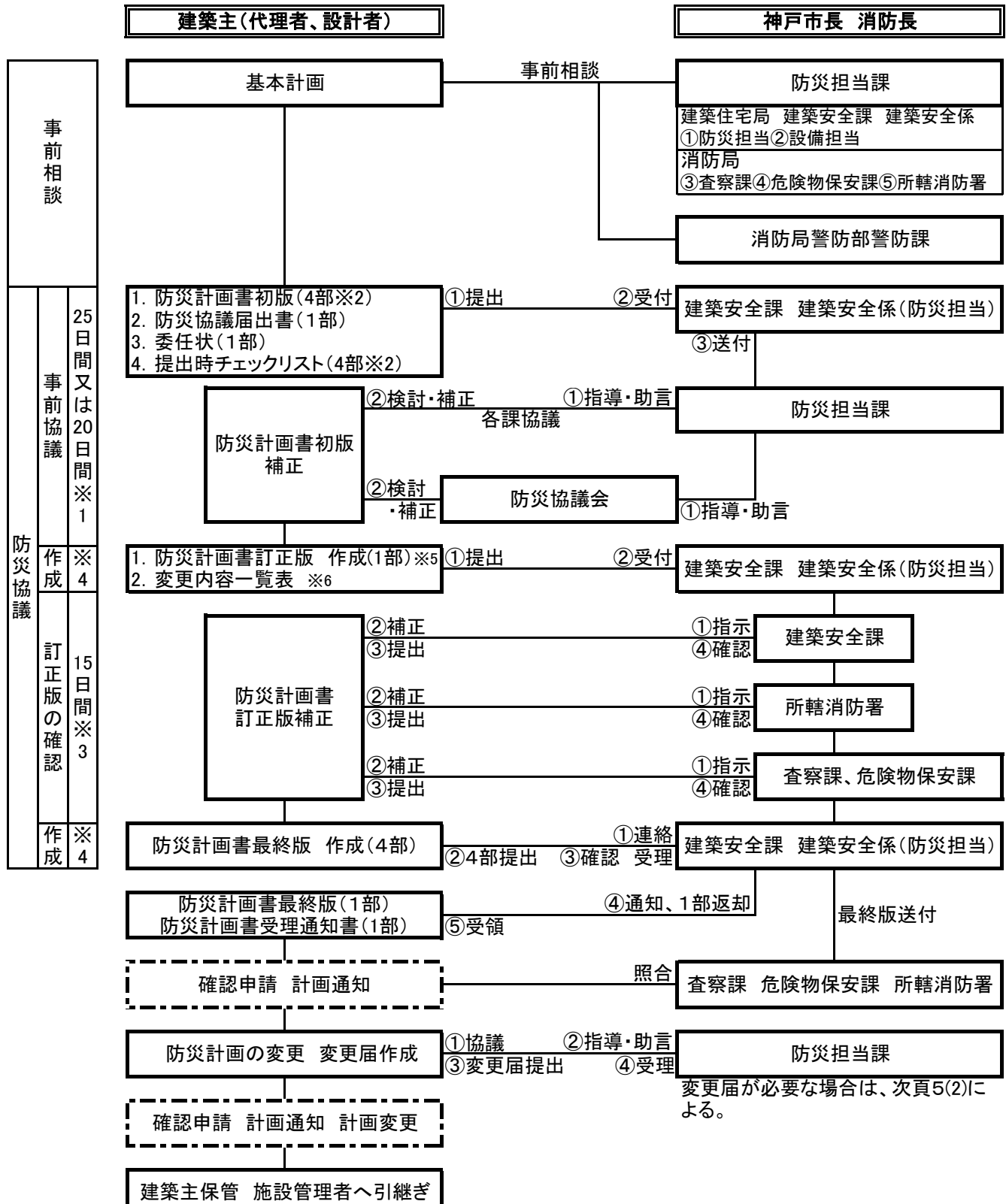


5(1) 防災協議の流れ



- ※1 神戸市側の標準的な処理期間を示す。防災協議会を開催しない場合は、20日間とする。休日は含まない。
- ※2 危険物保安課との協議が必要な場合は5部。(協議が必要かどうかは事前相談の際に確認。)
- ※3 神戸市側の標準的な処理期間を示す。建築主側の理由により初版からの変更がある場合は、30日間程度必要な場合がある。標準処理期間は、各課に書類が到着した日から5日間、初版からの変更がある場合は10日間程度必要な場合がある。ただし、いずれの期間も休日及び建築主による補正の期間は含まない。
- ※4 建築主側の所要期間を示す。
- ※5 さらに2部を査察課へ下見用で提出することも可能。
- ※6 初版から変更がある場合に添付する。